

平成30年4月2日
危険物保安技術協会
企画部 企画課

「危険物施設等の保安に関する診断に係る業務規程」の一部改正について

当協会では、危険物施設等を保有する事業所の自主保安に対する取り組みについて、第三者機関として危険物施設又は特定防災施設等若しくは自衛防災組織等の維持管理に関する状況を確認し、診断及び評価を行うことにより、当該事業所の危険物施設の安全な維持管理に寄与するとともに事業所の自主保安の向上及び事故防止に資することを目的とした『危険物施設等の保安に関する診断（以下「診断業務」という。）』を実施しています。

今般、診断業務と併せて各種図上訓練等を実施できることとしたので、お知らせします。

新規規程の全文につきましては、当協会のウェブサイト (<http://www.khk-syoubou.or.jp/>) からダウンロードすることができますので、ご活用下さい。

「危険物施設等の保安に関する診断に係る業務規程」